# 第3章 平成３２年度の成果目標

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」という。）の地域生活への移行を進める観点から、日中活動系サービスや自立生活援助事業を利用し、グループホーム、一人暮らしを含めた一般住宅等への地域移行を目指していきます。

また、地域の障害者支援施設に対して、障害者自立支援協議会等への参加を依頼するなど、施設入所者の地域移行を取り組む際に適切な地域連携が図れるような体制づくりを進めていきます。

さらに、施設入所者等の生活の質の向上を図るため、障害者自立支援協議会等の活動を通じて、地域と交流する機会の確保や、人材育成事業等において専門性の向上を図る講座等の開催に努めるなど、地域の障害者支援施設の活動支援に努めていきます。

地域移行を促進する観点から、日中活動系サービスや一人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用制度の積極的な活用を図り、地域生活への移行に可能な取り組み等を検討していきます。

以上のことから、施設入所者の地域移行を目指していくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

| 項　　目 | 平成 28 年度末の状況（数値） | 平成 32 年度の目標値 |
|---|---|---|
| 地域生活移行者数 | ０人 | ２人 |
| 施設入所支援の利用者数 | 20 人 | 19 人 |

【関連する活動指標】

○　生活介護の利用者数、利用日数
○　自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
○　就労移行支援の利用者数、利用日数
○　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
○　就労定着支援の利用者数、利用日数
○　短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
○　共同生活援助の利用者数
○　自立生活援助の利用者数
○　地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数
○　施設入所支援の利用者数　※施設入所者の削減

## 2　精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

病院に入院している精神障害のある人の地域生活への移行を進めていくため、指定一般・特定相談支援事業者や医療機関、保健所等と連携し、継続的に精神障害のある人を地域で支える環境づくりに努めていきます。

そこで、精神医療系の医療従事者等に障害者自立支援協議会等への参加を依頼するなど、地域生活に移行していく際に、支援者が互いに顔の見える関係づくりを目指した地域連携が図れるような体制づくりを進めていきます。

また、障害者自立支援協議会等の活動を通じて、地域に対して精神障害に関する理解の促進や、人材育成事業等においてピアサポーターの養成や専門性の向上を図る講座等の開催に努めるなど、入院中の精神障害のある人が地域生活に移行できるような支援体制づくりに努めていきます。

以上のことから、入院中の精神障害のある人の地域移行を図っていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

| 項　　目 | 平成 32 年度の目標値 |
|---|---|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場 | 設置 |

【関連する活動指標】

○　自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
○　就労移行支援の利用者数、利用日数
○　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
○　就労定着支援の利用者数、利用日数
○　短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
○　共同生活援助の利用者数
○　自立生活援助の利用者数
○　地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数
○　地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）
　（地域移行に伴う基盤整備量の平成 32 年度の目標値）
　65 歳以上利用者数６人、65 歳未満利用者数 10 人

## 3　地域生活支援拠点等の整備

地域に住む障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援等に取り組んでいくためには、当事者やその家族を中核として、事業者や行政等が連携し、各々が必要な役割を果すことが肝要であり、地域生活支援拠点を機能していく上で重要となります。

市内において地域生活支援の拠点となる多機能型グループホームの整備については、国県等の施設整備助成制度に関する情報提供をはじめ、公共用地の活用検討などの可能な支援を進めていきます。

地域生活支援拠点に求められる相談支援機能は、多機能型グループホームに付随する相談支援機能を活用し、基幹相談支援センターとの連携を図っていくことで、緊急時の事態等に対応できる相談支援体制づくりを進めていきます。

また、短期入所施設や多機能型グループホーム等において、体験機会の提供や緊急時の受入を支援する居室確保事業を強化し、医療機関も含めた多職種連携の強化を図り、地域全体で支援する協力体制の構築が必要です。

さらに、障害者自立支援協議会やアンケート調査等の意見から、障害の特性と支援方法について学ぶ支援者スキルアップ講座の開催など、職員体制の充実や専門性の向上の支援が望まれています。

以上のことから、市全体における居住支援の面的な整備を進めていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

| 項　　目 | 平成 28 年度末の状況（数値） | 平成 32 年度の目標値 |
|---|---|---|
| 共同生活援助の定員数 | 40 人 | 60 人 |
| 居室確保事業の登録事業所数 | 3 事業所 | 5 事業所 |
| 支援者スキルアップ講座の開催 | 検討 | 実施 |

【関連する活動指標】

○　共同生活援助の利用者数
○　自立生活援助の利用者数
○　地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数
○　短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
○　施設入所支援の利用者数　※施設入所者の削減
○　計画相談支援の利用者数

## 4　福祉施設から一般就労への移行促進等

福祉施設を利用する人が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行できるよう、障害者就労を支援する地域環境づくりに努めていきます。

また、障害者自立支援協議会等の活動を通じて、障害のある人の一般就労や雇用支援策に関する理解促進のほか、就労系サービス事業所が取り扱う商品やサービス等について情報提供を行うなど、障害者就労を支援していくためにも事業所間の連携を促進する体制づくりを行います。

市内の就労系サービス事業所の活動を支援していくため、行政関係機関等に障害者優先調達推進法の趣旨や市内事業所の取組内容等を周知するなど、障害者支援施設等からの優先調達やチャレンジ雇用の促進に努めていきます。

なお、生活困窮者自立相談支援事業と連携し、障害のある人等の一般就労や生活支援等を行う就労支援員を配置するとともに、就労定着支援事業等を利用し、一般就労している障害のある人で、就労に伴い生じてくる生活面の課題により日常生活が不安定な人に、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行い、職場定着を目指していきます。

以上のことから、障害のある人の一般就労の促進を図るため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

| 項　　目 | 平成28年度末の状況（数値） | 平成32年度の目標値 |
|---|---|---|
| 一般就労移行者数 | 7人 | 11人 |
| 就労移行支援事業の利用者数 | 23人 | 36人 |
| 就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合 | 100% | 50% |
| 項　　目 | 平成28年度末の状況（数値） | 平成31・32年度の目標値 |
| 就労定着支援開始から１年後の職場定着率 | ― | 80% |

【関連する活動指標】

○　就労移行支援の利用者数、利用日数
○　就労定着支援の利用者数、利用日数
○　就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型））
○　障害者に対する職業訓練の受講者数
○　福祉施設から公共職業安定所への誘導者数
○　福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
○　福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数

## 5　社会資源の質的向上

基本指針や障害者基本計画等において、障害者福祉に係る人材の質と量の確保が求められています。本来、障害者福祉サービス等に係る人材確保や資質向上に関する総合的な施策は都道府県の役割ですが、本市では、地域における障害者福祉の発展・充実のためには障害者福祉に関わる人の育成が重要との観点から、障害者福祉センターにおいて人材育成事業を実施しており、地域の社会資源である市内事業所の職員等に対して、必要に応じた研修や勉強会等を開催しています。

本計画のアンケート調査で実施した「事業者が開催を希望する支援者向け講座に関する調査」においては、「知的障害又は精神障害の特性と支援方法」の開催希望が最も高く、「障害児の特性と支援方法」「リスクマネジメント研修（問題の発見と課題解決)」「新任職員研修（障害福祉の概要や接遇マナーなど)」の順に高い希望があります。

さらに、障害児支援においても、障害者基本計画において、地域の事業所に支援方法の技術的指導等を行う専門職員を配置し、早期療育のための総合的な体制づくりを進めていく方針となっています。

以上のことから、地域の社会資源における更なる質的向上を進めていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

| 項　　目 | 平成 28 年度末の状況（数値） | 平成 32 年度の目標値 |
|---|---|---|
| 共同生活援助や強度行動障害等の支援者養成研修の開催 | 一部実施 | 実施 |
| アンケート調査結果等に基づく事業者向け研修の開催 | 実施 | 実施 |
| 児童発達支援センター地域支援機能強化事業の実施 | 一部実施 | 実施 |

【関連する活動指標】

○　行動援護の利用者数、利用日数
○　同行援護の利用者数、利用日数
○　保育所等訪問支援事業の利用者数、利用日数
○　巡回支援専門員整備事業の実施状況
○　自発的活動支援の実施状況

## 6　権利擁護の浸透

これまでの本市における権利擁護の取り組みは、成年後見センターの設置を始め、災害時において地域の互助機能を高めていく災害時要援護者地域支援制度の実施のほか、障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止ネットワークの連携強化を図っています。また、緊急時の一時的な宿泊を提供する居室確保事業の実施など、権利擁護に関わるさまざまな取り組みが行われています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、障害者の自立と社会参加に関わる分野に関して、障害理解や合理的配慮の浸透を図るためには、関係機関や市民への啓発が重要となるため、継続的な講演会の開催等を行っていきます。

また、尾張東部圏域の５市１町で共同設置した尾張東部成年後見センターにおいて、成年後見制度が適切に利用されるように制度の普及啓発に努めるとともに、増加する制度利用者に対応していくため、市民後見人の育成が課題となっています。

以上のことから、地域における権利擁護に関する支援の向上を図っていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

| 項　　目 | 平成 28 年度末の状況（数値） | 平成 32 年度の目標値 |
|---|---|---|
| 合理的配慮に関するパンフレットの作成 | 実施 | 実施 |
| 障害に関するホームページの作成 | 実施 | 実施 |
| 市民後見人養成講座の開催 | 実施 | 実施 |

【関連する活動指標】

○　理解促進研修・啓発事業の実施状況
○　成年後見制度利用促進事業の実施状況
○　居室確保事業の実施状況
○　障害者虐待防止事業の実施状況

## 7　社会資源の充実

本市の障害福祉サービス等においては、新設事業所の開設費補助の実施等により、児童系や就労系の事業所が増加したほか、中央福祉センターにおいて生活介護事業を開始するなど、地域の支援体制の整備に努めています。ただし、近隣市町の状況と比較すると、訪問系サービスが特に弱い状況にあります。

訪問系サービスについては、障害特性と支援方法や、利用者の安全確保に向けたリスクマネジメントなどに関する研修の開催などで支援者の質的向上を図るとともに、介護保険事業者向けに同様な研修を開催するなど、障害者福祉に従事する支援者の充実に努めていきます。また、人材育成事業等において、移動やコミュニケーション等に関わるボランティアと障害当事者のコーディネートを行い、社会参加と情報保障の促進を行っていきます。

計画相談支援については、基本指針等において、計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備が求められています。そのため、市内事業所に対して相談支援専門員研修等の周知・斡旋に努めるとともに、多機能型グループホームの整備と連携するなど、計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所の人材育成支援に努めていきます。

以上のことから、地域における社会資源の充実を図っていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

| 項　　目 | 平成 28 年度末の状況（数値） | 平成 32 年度の目標値 |
|---|---|---|
| 介護保険事業者向け障害者支援講習の開催 | 検討 | 実施 |
| 福祉有償運送等支援事業 | 実施 | 実施 |
| 支援ボランティアと当事者を調整する仕組みづくり | 検討 | 実施 |
| 計画相談支援等の事業所数（者・児） | ３事業所 | ５事業所 |

【関連する活動指標】

○　居宅介護事業の利用者数
○　生活介護の利用者数、利用日数
○　自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
○　計画相談支援の利用者数
○　障害児相談支援の利用者数

## 8　障害の早期発見と早期対応の体制整備

国の「今後の障害児支援の在り方について（報告書)」では、地域社会への参加や包容を推進するため、保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援施策での障害のある子の支援を進めることが重要としています。そして、児童発達支援センター等の施設や事業所等の役割は、その専門的な知識・経験に基づいて、子育て支援施策をバックアップする「後方支援」と位置づけられています。

そのため、障害児支援においても、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、子育て支援施策において療育が提供できる地域環境づくりを進めていく必要があります。

障害者基本計画においては、子ども発達支援センターに地域の障害児やその家族への療育相談や他の事業所に支援方法の技術的指導等を行う専門職員を配置する「児童発達支援センター地域支援機能強化事業」を実施することとしています。また、保健センター等と連携し、発達が気になる子どもやその保護者が集う機会を設け、専門員の指導や助言などを受けることができる「親子通園事業」を、平成２７年度から実施しています。

児童発達支援センター地域支援機能強化事業において、保育所等訪問支援や巡回支援専門員整備事業等の訪問型支援の体制強化を図っていくとともに、保健センターや教育委員会等の関係機関との連携を強化していくことで、障害の早期発見と早期対応の体制整備を進めていきます。

以上のことから、地域の子育て支援施策において療育の体制整備を図っていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

| 項　　目 | 平成 28 年度末の状況（数値） | 平成 32 年度の目標値 |
|---|---|---|
| 保育所等訪問支援の利用者数 | 27 人 | 127 人 |
| 児童発達支援センター地域支援機能強化事業の実施（再掲） | 一部実施 | 実施 |

【関連する活動指標】

○　児童発達支援の利用者数、利用日数
○　医療型児童発達支援の利用者数、利用日数
○　放課後等デイサービスの利用者数、利用日数
○　保育所等訪問支援の利用者数、利用日数
○　巡回支援専門員整備事業の実施状況
○　日中一時支援事業の利用者数

## 9　障害児支援の提供体制の整備等

前述の国の「今後の障害児支援の在り方について（報告書)」では、保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援施策において、児童発達支援センター等の施設や事業所等の後方支援を活用しながら、障害のある子の支援を進めることが重要であるとしています。

そのため、障害児支援においても、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、子育て支援施策において療育が提供できる地域環境づくりを進めていく必要があります（横の連携)。

そこで、児童発達支援センター地域支援機能強化事業において、保育所等訪問支援や巡回支援専門員整備事業等の訪問型支援の体制強化を進めていきます。

一方、訪問型支援の体制整備を進めていく間、障害のある子が障害児支援施策と子育て支援施策を組み合わせて利用することにより、他の児童も含めた集団の中での「育ち」を保障するとともに、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行えるようにします。

また、国の指針に基づき、子育て支援施策での受け入れが困難な重症心身障害児や医療的ケア児の支援のため、主に重症心身障害児を支援する事業所の確保や、関係機関の協議の場の設置を進めていきます。

以上のことから、地域の子育て支援施策における障害の（疑いの）ある児童の受け入れの量的向上を図っていくため、以下の成果指標を設定します。

なお、国の指針では、平成３２年度末までに、各市町村に１ヵ所以上児童発達支援センターの設置が求められていますが、本市では既に設置しているため、引き続き、当センターの機能強化に努めていきます。

【成果指標】　※障害保健福祉圏域での設置

| 項　　目 | 平成２８年度末の状況（数値） | 平成３２年度の目標値 |
|---|---|---|
| 保育所等訪問支援の利用者数（再掲） | ２７人 | 127 人 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | ２事業所※ | ３事業所※ |
| 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | ３事業所※ | ４事業所※ |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | － | 設置（平成 30 年度） |

【関連する活動指標】

○　保育所等訪問支援の利用者数、利用日数
○　児童発達支援の利用者数、利用日数
○　医療型児童発達支援の利用者数、利用日数
○　居宅訪問型児童発達支援の利用者数、利用日数
○　放課後等デイサービスの利用者数、利用日数
○　日中一時支援の利用者数、利用日数